

2022年2月25日

各位

会社名 アトラグループ株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長CEO 久世 博之
 (コード番号：6029 東証第一部)
 問合せ先 取締役CFO 田中 雅樹
 (TEL. 06-6533-7622)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年3月29日開催予定である第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定及び「会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和3年12月17日政令第334号)が交付され、2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>
	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

<p>< 新 設 ></p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則) <u>1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年3月29日（予定）

以上